

令和 8 年 9 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令 和 8 年 9 月 7 日
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和8年9月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和8年9月7日（月）
（開会）14時27分 （閉会）15時9分

2. 場 所 朝日公民館

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲		○
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第5号	武雄市非農地証明願について	3件
報告第1号	農地法第4条第1項8号の規定による届出について	2件
報告第2号	非農地判断について	

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局

令和8年9月の武雄市農業委員会総会を始めたいと思います。
本日は19番 相原 經憲 委員より欠席ということで届出がっております。

在任委員の過半数以上の出席となっておりますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立いたします。

それでは議事に入りたいと思います。これからは会長の議事進行でよろしくをお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

それでは、只今から令和8年9月の武雄市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名人に、9番 原口 保徳 委員、16番 渡邊 千枝子 委員を指名します。

今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いいたします。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 8月総会審議後の転用許可状況について報告。

会 長 事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等ございませんか。

(質疑なし)

会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

————— 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》 —————

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されています。

この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてご説明します。

申請番号1番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑2筆 〇〇㎡です。申請事由です。(譲渡人) 高齢のため耕作管理することができない。(譲受人) 申請地を現在耕作しており、譲り受けた後も耕作管理する。ということで、農地の価格は発生しておりません。

申請番号2番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田2筆 〇〇㎡です。申請事由です。(譲渡人) 県外に居住しており、耕作・管理する事ができない。(譲受人) 自宅に近く、耕作・管理がしやすい。ということで、農地の価格は発生しておりません。

申請番号3番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑1筆

〇〇㎡です。申請事由です。(譲渡人) 市外に居住しているため、耕作・管理する事ができない。(譲受人) 自宅に近く、耕作しやすい。ということで、農地の価格は1筆〇〇円になっています。

以上3件につきまして、農地法第3条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 議案の説明が終わりました。この3件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん何かございませんか。

地元委員(特になし)

会 長 地元委員の説明は特にありませんので、質疑を開始いたします。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑等無し)

会 長 それでは他に質疑も無いようですので質疑を留めます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件については許可する事に決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。
この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
議案書2ページ、付近見取図及び土地利用計画図は、1ページからとなります。

申請番号1番、土地は〇〇町の田6筆〇〇㎡です。こちらは、6筆とも令和8年7月10日に農振除外済となっています。申請事由です。申請地は水

が不足しており、日当たりが悪くイノシシの被害もあり耕作できないため、植林を行うということで、令和8年2月から植林を既に行われており、始末書添付での申請となっております。工事完了時期は令和9年3月末を予定されています。

農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇番 申請理由のとおりイノシシが常に来て、水もなかなか取れないそうで、周りは山林だらけで今までよく作られていたなというくらい、面積的には広いんですけど、筆が6筆と田んぼ自体は小さい、息子さんおられるんですけど教員をされていて、作りきれないという事で申請が上がってきましたので印を押しました。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 これは農地法第4条で農地転用でございますけど、だいたい3反くらいありますけども、植林する場合は常設委員会にはかからないという事でございまして、家を建てたりなどであれば、常設委員会にかかりますけど、これは植林という事で、かからないという事でございます。

〇〇番 質問です。半分が既に現況が原野になって、田になったままのところもありますが、今後どうなるのでしょうか、山林になるのでしょうか。

事務局 既に現況が原野になっているところについては、既に植林が終わっている筆になりまして、後は法務局の方で現況は判断されて地目を設定される事になります。

〇〇番 現況はもちろんです。登記簿も判断される。

事務局 そうですね。そうなると思います。

会 長 原野と書いてあるところは既に植林が済んでいるんですね。

事務局 はい、その様になります。

会 長 それでは、他に質疑ありませんか。

(他質疑なし)

会 長 質疑も無いようでございますので、質疑を留めます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請1件につきましては、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見をつけて佐賀県知事にする事に異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による許可申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見をつけて佐賀県知事にする事に決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

農地法第5条の規定による許可申請が2件提出されております。

この議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は3ページ、付近見取図及び土地利用計画図は4ページからとなります。

申請番号1番、権利の内容は使用貸借権設定となっています。土地は〇〇町の畑1筆〇〇㎡です。申請事由です。将来の生活設計を考え、建築地の選定について実家から近い場所である方が生活もしやすく、両親のかたわらでこれからもお互い助け合って暮らしていけると考え申請地を計画したということで、一般住宅を計画されています。工事完了時期は令和9年3月下旬を予定されています。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑1筆〇〇㎡です。申請事由です。住宅に囲まれた土地で、所有者に尋ねたところ耕作には不向きで今後耕作する予定もなく、売却を検討していると相談を受けて計画したということで、建売分譲住宅1棟を計画されています。工事完了時期は、許可後5カ月後となっています。

農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局からの説明は終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇番 申請番号1番です。関係は親子関係でありまして、息子さんが自宅の裏にある〇〇坪ばかりの土地でありますけども、そこに家を建てたいということで、ちょうどお寺の参道の横にありまして、お寺が「参道は通させない」との事でしたので、何か問題があるのではないかと考えていましたけども、実家の庭を通してそこに行くと言われていて何ら問題はありませんでした。畑でしたけども、管理はされていましたが、何も耕作はされていませんでした。以上です。

会 長 〇〇寺さんでしたよね。

〇〇番 そうです、〇〇寺の参道の横になります。

〇〇番 申請番号2番です。下水道管があり、〇〇小学校の近くで〇〇町でどんどん唯一家が建っているところなので、問題ないと思い印を押しました。

会 長 それでは地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。
何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、質疑を留めます。
議案第3号農地法第5条の規定による許可申請2件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送る事に異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請2件については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送る事に決しました。

—————《議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について》—————

会 長 次に議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第４号武雄市農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。

資料は別冊になります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により農業委員会の意見を聴取するものです。

１ページをご覧ください。令和８年度第６号利用集積等推進計画（案）を記載しております。

２ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しております。全体の合計といたしましては、田、再設定、５６件、９８筆、１７０，３７０㎡となっております。３ページ以降に各町の詳細を記載しております。

また、利用権設定解除については２５ページに記載をしておりますのでご確認ください。

あと、先月８月の総会であつせん委員の指名についてご審議いただきました農地売買等事業の所有権移転にかかる農用地利用等促進計画（案）については一番最後のページ２６ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第４号について、質疑を開始します。何かございませんか。

（質疑なし）

会 長 質疑も無いようでありますので、議案第４号に質疑を留めます。
議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）について、原案のとおり「意見なし」と回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。よって議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、原案通り「意見なし」と回答する事に決しました。

—————《議案第５号 武雄市非農地証明願について》—————

会 長 議案第５号武雄市非農地証明を議題といたします。武雄市非農地証明について、３件の証明願が出ております。この議案について事務局の説明をお

願います。

事務局

議案第5号武雄市非農地証明願についてご説明いたします。

議案書4ページです。資料は10ページからになります。

申請番号1番、土地は〇〇町の畑1筆、現況は原野、〇〇㎡です。農地でなくなった原因は、「耕作する者がおらず、約20年前から管理していない。竹林が繁茂しており、今後畑として利用する事はない。」ということで事務処理要領該当事項の4号に該当するものと判断しております。

次に申請番号2番、土地は〇〇町の田1筆、現況は山林、〇〇㎡です。農地でなくなった原因は、「昭和60年頃から現在に至るまで耕作しておらず、山林化している。」ということで事務処理要領該当事項の4号に該当するものと判断しております。

次に申請番号3番、土地は〇〇町の畑1筆、現況は雑種地、〇〇㎡です。農地でなくなった原因は、「平成4年頃から現在に至るまで車庫として利用している。」ということで事務処理要領該当事項の5号に該当するものと判断しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明は終わりました。議案第5号について地元委員さんから補足説明があればその説明をうけてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん何かございませんか。

〇〇番

〇〇さんのお父さんが〇〇に住んでおられまして、〇〇さんのお父さんの遺産相続をしてあるわけですね。〇〇さんと言う人は〇〇に住んでられない、向こうで生まれたなど言われてました。現場は山の歩いて行けないような山奥です。と言う事です。

会 長

それでは、地元委員さんの説明が終わりましたので質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは議案第5号武雄市非農地証明3件について原案通り証明することに意義はありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長

異議なしと認めます。よって議案第5号武雄市非農地証明3件については原案通り証明することに決しました。

————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出》 —————

会 長 次に報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、2件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料は議案書5ページです。資料は16ページからになります。
報告第1号、土地は〇〇町の田1筆、〇〇㎡のうち〇〇㎡です。
転用理由は農業用倉庫を建築のためということです。転用の時期は、承認後から令和8年12月31日まで。倉庫が200㎡未満なので農地法第4条第1項第8号の規定による届出になっております。

次は報告第2号、土地は〇〇町の畑1筆、〇〇㎡のうち〇〇㎡です。
転用理由は農業用倉庫を設置するためということです。転用の時期は令和8年9月10日から令和8年11月9日まで。倉庫が200㎡未満なので農地法第4条第1項第8号の規定による届出がされております。

以上、2件報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なし)

会 長 報告事項なので質疑は留めます。

《報告第2号 非農地判断について》

会 長 次は報告第2号非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、非農地判断についてのご説明をしたいと思います。お手元に非農地判断調査結果一覧表というのをお配りしているかと思います。

今回、地区につきましては武内町大字梅野対象としておりまして、件数としては、表題にありますとおり682筆を今回決定しております。

調査につきましては、令和7年12月26日から令和8年2月26日まで行っていただきました。調査員につきましては、川口委員、古川委員、蒲地推進委員、奥山推進委員、山口推進委員の方で行っていただきました。ありがとうございました。

では、中の方についてですが、件数につきましても多く大字を分けて真手野、梅野とわけて調査をしました。

今回はまず梅野ということで梅野全域から非農地に該当するものを756筆抽出しまして、全域を調査してこられた結果が表記のとおりです。

調査につきましては、今までも言ってますとおり、宅地、現況が宅地及び雑種地に隣接する土地につきましては除きまして山に近い林野化した田畑を対象としています。

まず、航空写真により山林と思わるものが230件、現地確認が必要なものが526件という事で、この526件につきまして、農業委員さん、農業推進委員さんに確認をしてもらっているところでございます。

調査期間につきましては先ほども言いましたとおり、令和7年12月16日から令和8年2月26日という事で、調査の結果につきましては、表中の中央等にあります様に「判断結果」という所に結果の地目の方を表しているところです。結果の地目の割合については山林が46%、原野が50%、農地が4%の割合でした。農振地という事で、表の右から4番目に農振区分とありますが、そこに農振地ということで農業振興地域ですが、この分が付いている部分については注意深く調査をしていただいたところでございます。

今回、非農地判断でしたところの農振地の農振除外につきましては農林課の方が5年に1回の見直しというところでそちらの方で変更にあげるという事でございます。

また、農林課の中山間や多面交付金、ワイヤーメッシュ・電気柵の補助金等について該当がないか確認してもらっております。該当があった8件の分につきましては非農地判断から除外しております。

それと、非農地の確認通知を238人の方に送付をいたしまして、令和8年6月22日に送付いたしまして、一か月間の猶予をもちまして、異議がないかなという事でございまして。異議はなかったのですが、郵便物が届かないという部分が20人ありました。

あと、嘱託登記についてですが、橘町分174件、朝日町578件、武雄町538件という事で、法務局にお送りしてこの3町については登記が完了しています。

今回、武内町の申請をと思ったのですが、法務局の方から太良町の方も、もう非農地判断をしているという事で、そちらの方の申請が既に出てますという事ですので、そちらの方が済んでからの登記というふうに思います。今年度中に申請ができたと思う所です。

今後の予定につきましてですが、法務局の登記次第ですが、月にだいたい70件程度くらいという形での進行具合でございまして、なかなか進まないところがございますが、現在の今後につきましては若木町の本部の方という事でお願いしておりましたが、令和8年3月9日から令和8年3月24日までということでもう済ませていただいております。早々に住ませる事ができました。本当に委員の方々ありがとうございました。調査につきましては、武内町の方の真手野の分がございますので、これが1,500件、そして、その後に若木町の川古を1,200件という事になりますので、そういった順番でお願いする形になると、ただ両方とも1,000件を超える件数になってますので1年くらいかかる可能性があるかな思っておりますので、その辺進行状況を見ながらお願いするかと思っております。

非農地化につきましては以上です。

会 長

事務局からの説明が終わりました。報告第2号について、ご意見、ご質疑

があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇番 台帳地目というのは市役所のものですか。

事務局 台帳地目というのにつきましては、税務課で付けてる地目です。

会 長 武内、若木で私たちの任期中に終わらないところもあると思いますけども、またこの調査をしないといけないと言ったら農業委員にならないと言われる方がいらっしゃるんじゃないかと心配するところでございますが、よろしくお願いします。

会 長 それでは意見もないようですので報告第2号の質疑を留めます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして本日準備されました議案報告につきましては全て終了しました。

 これをもちまして令和8年9月の農業委員会総会を終わります。